

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る来庁者等への検温等の実施について

1 目的

区内における新型コロナウイルス感染者が増加する中、感染拡大防止対策を進めることが不可欠となっており、不特定多数の区民等が来庁する区役所本庁舎について、入場者等への検温や発熱者への入場自粛要請等を行う体制を整備し、もって区役所本庁舎における来庁者及び区職員等（以下、「来庁者等」という。）の罹患や集団感染リスクの低減を図る。

2 概要

（1）検温の流れ

区役所庁舎出入口2か所に検温機器（赤外線サーモグラフィカメラ）を設置し、来庁者等に対し検温を実施する。

詳細は、別紙1「本庁舎1階赤外線サーモグラフィ等配置図」及び別紙2「赤外線サーモグラフィ検温対応フロー」のとおり。

（2）発熱者に対する入場の自粛要請と案内等

ア 上記（1）により、体温が37.5度以上と測定された来庁者等（以下、「発熱者」という。）に対しては、区職員（受付担当者）が入場自粛の要請を行う。

イ 発熱者に対しては、受付担当者が別途屋外に設置する待機場所に案内の上、別紙3のチラシを交付し、区の主な手続きに関する問い合わせ先を案内する。感染の心配がある方には、新型コロナコールセンター等の相談窓口を紹介するなどの対応を行う。

ウ 発熱者の来庁目的により、所管課等の対面手続きが必要な場合は、所管課職員が待機場所に赴き、必要な説明、対応を行う。

3 検温実施に係る対応方針

（1）来庁者等のプライバシー保護の徹底

- ・発熱者が他の来庁者に察知されないよう、アラーム鳴動場所の選定や声掛け方法については、慎重かつ適切な対応を図る。

- ・待機場所には、テントを設置し横幕を配置するなどの視覚的な遮蔽措置を施す。

（2）飛沫感染防止・社会的距離確保（ソーシャルディスタンス）の徹底

- ・発熱者へ対応する職員等は、マスク・手袋の装着や手指の消毒、ソーシャルディスタンスの保持を徹底する。

- ・待機場所には、飛沫防護幕の設置などの対面遮蔽策を講じる。

- ・出入口には、壁面や床面等に検温実施及びソーシャルディスタンスに関する表示物を掲示・貼付し、入場は、距離を空け1人ずつ行うなどの誘導策を講じる。

4 実施期間等

(1) 実施期間

令和2年5月11日（月）から5月29日（金）とし、期間延長については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況などを踏まえ、別途検討する。

(2) 実施時間

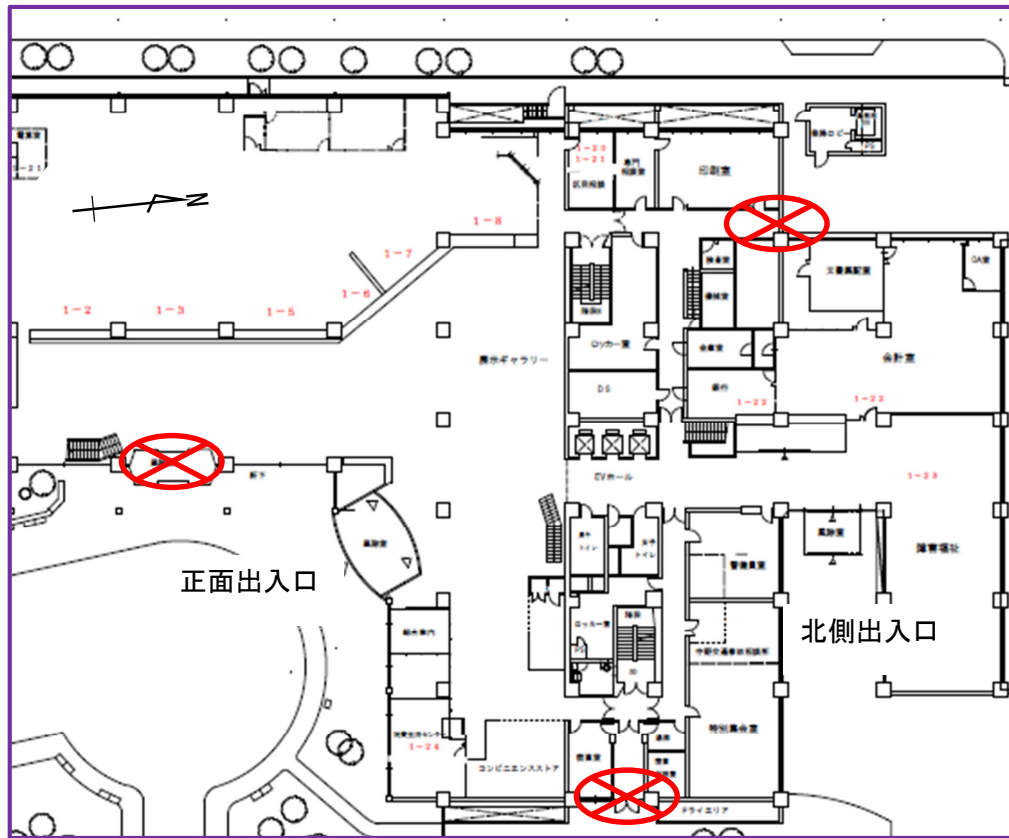
平日の午前8時30分～午後5時

5 その他

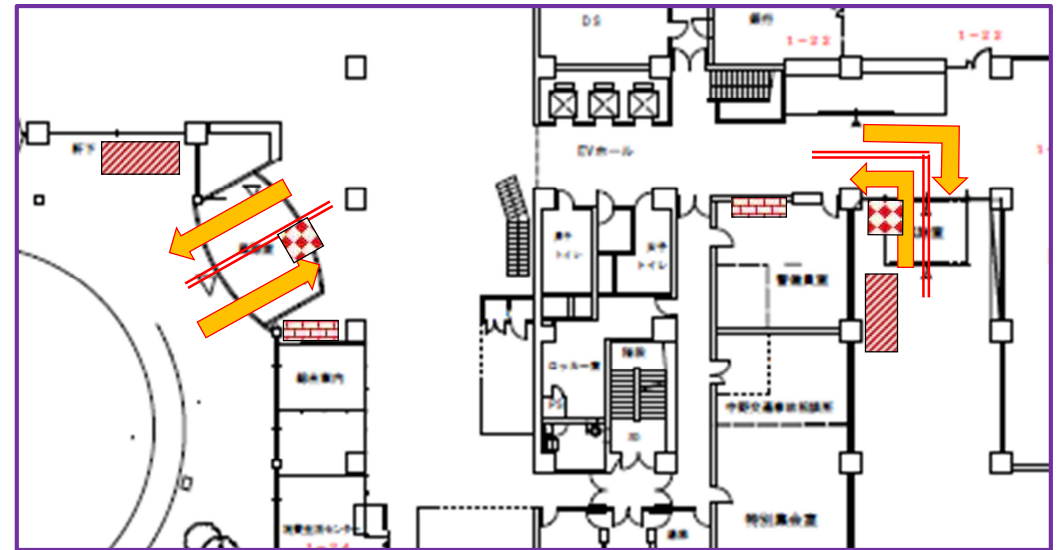
- ・区民等向け広報周知については、区ホームページやSNS等で行う。
- ・本取組については、感染症拡大の状況や国や都の対応状況などを踏まえ、適宜見直す。

本庁舎 1 階 赤外線サーモグラフィ等配置図

総務部危機管理課
総務部施設課



正面及び北側出入口以外閉鎖



【凡 例】

測定機器設置場所



待機場所



モニタリング場所



パーティション



出入口封鎖



動線



赤外線サーモグラフィ検温対応フロー

別紙2

総務部危機管理課
総務部施設課

来庁者

鳴動なし

赤外線サーモグラフィによる検温【体温37.5℃でアラームが鳴動】

来庁者入庁

○正面出入口

鳴動あり

総合案内でモニタリング【受付担当者】

連絡

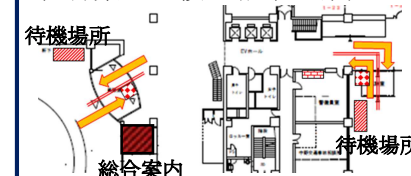
○北側出入口

鳴動あり

防災センターでモニタリング【警備員】

【受付担当者】

服装：平服（区腕章着用）
装備：手袋、マスク
総合案内で検温結果を確認



来庁者に声掛け【受付担当者】

≫待機場所へ誘導

来庁者に声掛け【警備員】

※待機場所へ誘導（受付担当者へ連絡）

発熱状況について説明【受付担当者】

≫自粛の要請（チラシ配布）

受付担当者に引継ぎ

発熱状況について説明【受付担当者】

≫自粛の要請（チラシ配布）

自粛
受容

【発熱状況について説明】

他の来庁者を考慮し待機場所
で説明を行う。
なお、来庁目的によっては自
粛を要請し、発熱時の対応や
主な手続きの問い合わせ先の案
内チラシを配布する。

用件あり

用件の聴取【受付担当者】

≫用件を所管する部署へ連絡
≫所管担当者が到着するまで対応

用件あり

用件の聴取【受付担当者】

≫用件を所管する部署へ連絡
≫所管担当者が到着するまで対応

所管担当者に引継ぎ

申請手続きなどの用件対応【所管担当者】

≫手続き上、執務室に戻る必要がある場合は、来庁者を待機場所で一
人にならないよう2名で対応するなど考慮すること。

【用件の聴取】

申請手続など、用件がある場
合は、所管部署が待機場所
で対応する旨の説明を行い所管
課へ対応を依頼する。
なお、所管が到着するまで対
応を継続する。

【フロアマネジャー】（区民部委託事業者）
受付担当者が来客対応中の場合は、総合案
内のモニタリングを支援します。

用件終了

来庁者帰宅

注意：来客者対応は親切・丁寧を心掛けること。

～新型コロナウイルス感染の心配があるとき～

別紙 3

総務部危機管理課
総務部施設課

- ◎「風邪のような症状」
「**37.5℃以上の発熱**」が**4日以上**続く方
（高齢者・妊婦・基礎疾患のある方は、
症状が2日程度続く場合）
- ◎「**強いだるさや息苦しさ**」がある方

- ◎不安に思う方
例）**微熱**や**軽い咳**が出始めた
感染したかもと不安

新型コロナ受診相談窓口へ電話

【平日（9時～17時）】
中野区新型コロナ受診相談窓口
◆03-3382-6532

【土日祝・夜間】
東京都新型コロナ受診相談窓口
◆03-5320-4592

新型コロナコールセンターへ電話

※英語、中国語、韓国語での対応可

【9時～21時(土日祝含む)】
◆0570-550571

専門的な助言が
必要な場合

受診が不要と判断

受診が必要と判断

新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を受診

医師が検査の
必要ありと判断

PCR検査（東京都健康安全研究センター等）

陽性

入院（指定医療機関等）

医師が検査の必要なしと判断

陰性

- ◎自宅で安静
- ◎医療機関を受診

※症状が改善しない場合は、
再度受診相談窓口へ電話

各種手続に関する問い合わせ先

1 証明書関連

問合せ：戸籍住民課 証明係
☎03-3228-5506

- ・戸籍証明
- ・住民票の写し
- ・税証明 など

2 引越し関連

問合せ：戸籍住民課 住民記録係
☎03-3228-5500

- ・転出証明書（区外への引っ越し）

3 マイナンバーカード関連

問合せ：戸籍住民課
マイナンバーカード係
☎03-3228-5425

- ・交付申請

4 税申告関連

問合せ：税務課 課税係
☎03-3228-8913

- ・住民税申告・給与支払報告
- ・年金支払報告・給与所得者異動届出 など

5 納税関連

問合せ：税務課 納税係
☎03-3228-8924

- ・住民税の分割納付・猶予等の相談

6 国民健康保険関連

問合せ：保険医療課 資格賦課係
☎03-3228-5511

- ・国民健康保険の加入、脱退
- ・紛失等による保険証・高齢受給者証の再交付申請 など

7 国民年金関連

問合せ：保険医療課 国民年金係
☎03-3228-5514

- ・国民年金の加入、脱退
- ・国民年金保険料免除、納付猶予申請 など

8 後期高齢者医療保険関連

問合せ：保険医療課
後期高齢者医療係
☎03-3228-8944

- ・後期高齢者医療制度の給付
- ・紛失等による保険証等の再交付申請 など

9 介護保険関連

問合せ：介護・高齢者支援課
☎03-3228-5629

- ・紛失等による保険証等の再交付申請
- ・認定更新申請 など

10 子ども関連

問合せ：子育て支援課
☎03-3228-8824

- ・児童手当認定請求
- ・児童育成手当申請 など

詳細は中野区公式ホームページにて確認、
もしくは各問い合わせ先までお電話ください。

中野区公式ホームページ

